

青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒広告掲載取扱基準

（趣旨）

第1条 この基準は、青森市が霊園管理料納入通知書等を送付する際に用いる封筒（以下「送付用封筒」という。）に広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載位置及び規格等）

第2条 広告の掲載位置は、送付用封筒の裏面とし、その掲載枠は2枠を上限とする。

2 広告1枠あたりの規格は、縦6センチメートル、横7センチメートルとする。

3 広告の色は、送付用封筒の印刷に使用する色（単色）と同色とする。

4 広告の掲載は、1広告主につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者数が募集した枠数に満たない場合で、当該希望者が複数枠の利用を希望するときは、これを認めることがある。

（広告の料金）

第3条 広告掲載に係る1枠当たりの料金の額（消費税及び地方消費税を含む。）は、94,000円とする。

（送付用封筒の使用期間）

第4条 送付用封筒の使用期間は、当該年度の霊園管理料納入通知書等を最初に送付した時から、概ね1年間とする。

（広告掲載の制限）

第5条 要綱第3条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者の広告は、掲載しないものとする。

（1）消費税及び地方消費税を滞納している者

（2）青森市の市税を滞納している者

（3）住所又は所在地が青森市でない者であって、住所地又は所在地の市区町村に納付すべき税を滞納している者

（4）その他霊園管理料納入通知書等送付用封筒に広告を掲載することが適切でないとする者

（広告掲載希望者の募集）

第6条 広告掲載希望者の募集は、広報あおもり及び青森市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒広告掲載申込書(様式第1号)及び青森市市税納付確認同意書(様式第2号)に次に掲げるものを添えて行うものとする。

(1) 広告掲載の見本(紙媒体)

(2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し

(4) 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明する書類(直近3ヶ月以内に取得したもの)

(5) 住所又は所在地が青森市でない場合は、住所地又は所在地の市区町村に納付すべき税について滞納がないことを証する書類(直近3ヶ月以内に取得したもの)

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 前条の規定による掲載申込みが、3者以上ある場合は、抽選により決定するものとする。

3 要綱第5条第2項の通知は、青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書(様式第3号)又は青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒広告非掲載決定通知書(様式第4号)により行う。

(料金の納入等)

第8条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。

2 広告主は、広告の版下原稿を前項の指定期日までに提出するものとする。この場合において、版下原稿の作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該状態を解消することを求めて行うものとする。

(1) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに料金を納入しないとき。

(3) その他青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒の送付上支障があると認めるとき。

(その他)

第10条 この基準に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、青森市と広告主とが協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成29年9月13日から実施する。

青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒広告掲載申込書

申込日 年 月 日

青 森 市 長 宛

青森市の霊園管理料納入通知書等送付用封筒への広告掲載を申し込みいたします。なお、各種法令及び青森市の広告関連規定を遵守し、実施にあたっては青森市の指示に従います。

住所又は所在地	
氏 名 (法人等にあつては、 名称及び代表者の氏名)	⑤
担当者氏名	
電 話 F A X E-mail	() — () —
業 種	
ホームページアドレス	
掲載する広告の内容等	

1. 掲載する広告の内容等については、別紙による提出も可。
2. 事業者にあつては、事業の概要が分かる書類（パンフレットなど）を、資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写しを添付してください。
3. 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明する書類（直近 3 ヶ月以内に取得したもの）を添付してください。
4. 住所又は所在地が青森市でない場合は、住所地又は所在地の市区町村に納付すべき税について滞納がないことを証する書類（直近 3 ヶ月以内に取得したもの）を添付してください。

青森市市税納付確認同意書

青 森 市 長 宛

青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒への広告掲載の申請に伴い、私（社）の市税の納付状況について調査を行うことに同意します。

年 月 日

住 所
又 は
所在地

氏 名

法人等に
あつては、
名称及び
代表者の氏名

⑩

（注）申込者氏名欄には、申込者が署名し、又は記名押印してください。

青市 第 号
年 月 日

様

青森市長

青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり掲載することを決定いたしましたので通知します。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

1 料 金 金94,000円

2 広告掲載位置 ☐ 広告スペース1
☐ 広告スペース2
(封筒裏面)

広告スペース1	広告スペース2
---------	---------

3 料金の納入 年 月 日までに別紙「青森市納入通知書」により、指定の金融機関等でお支払いください。

4 広告原稿の提出 年 月 日までに版下原稿を提出してください。

5 その他

様式第4号（第7条関係）

青市 第 号
年 月 日

様

青森市長

青森市霊園管理料納入通知書等送付用封筒広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記の理由により掲載できないことと決定しましたので通知します。

記

1 非 掲 載 理 由